

○子育てに困った時の相談先

保護者の方が子育てをする中で、お子さんの発育や発達、行動面、小学校への入学に向けた準備などについて、不安や疑問を抱かれる時があります。そのような時に、不安や疑問を解消するための相談窓口があります。

お子さんに関することで気になる点があった場合は、お気軽に下記の相談窓口へ問い合わせてください。

相談内容	相談窓口	電話番号
子育て全般の相談、健診、予防接種	子育て支援課 母子保健係	27-8145
一人親家庭の相談、保育園の手続き	子育て支援課 子育て支援係	27-8143
子どもや子育てのトラブルに関する相談	家庭児童相談室	32-2616
就学に関する助言、学校生活の相談	学校教育課 指導係	27-8196
療育相談、手当・サービスの手続き	福祉課 障がい者支援係	27-8214
子育て相談、小児慢性特定疾患の手続き	北部保健所	0979-22-2210
子どもや子育て相談	中津児童相談所	0979-22-2025
療育相談、診断、訓練	つくし園	0979-43-6181



令和7年2月発行

宇佐市自立支援協議会
こども支援部会

○子どもの成長・発達段階

1歳6か月

- ・バイバイする
- ・一人で歩く
- ・1～2語言える

3歳6か月

- ・ごっこ遊びをする
- ・ボタンはめができる
- ・男女の区別が分かる

5歳

- ・ジャンケンが出来る
- ・左右が分かる
- ・ひらがなに興味がある

就学児

- ・自分で着替えやトイレができる
- ・時間割の変更に対応できる
- ・善悪の理解と判断ができる

○発達相談会

「歩行が遅い、言葉が出るのが遅い、落ち着かない」など発育、発達が気になる児童の相談会を行なっています。

日程については、下記の問い合わせ先までご確認ください。なお、参加を希望される場合は、事前に予約が必要になります。

問い合わせ先：子育て支援課 母子保健係
0978-27-8145

○5歳児すこやか相談会

安心して就学期を迎える準備ができるように5歳児（年中）のお子さんの行動や言葉、就学のことなど保護者が抱えている不安や疑問に対して、専門スタッフが個別で相談に応じます。

5歳児（年中）のお子さんのいる全ての家庭へ個別に通知をしています。

問い合わせ先：子育て支援課 母子保健係
0978-27-8145

○各種手当について

自宅で生活している20歳未満の重い病気や障がいをもつお子さんを対象とした手当が2つあります。申請する際には、準備して頂く書類等がありますので、詳しくは下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

なお、障がい者手帳の有無は問いませんが、世帯の所得が高い場合は制限があります。

問い合わせ先：福祉課 障がい者福祉係
0978-27-8141

① 特別児童扶養手当 (月額：1級 55,350円、2級 36,860円)	
対象者	政令で定める程度の障がいや重い病気のある20歳未満の児童を監護（監督・保護）している方
障がい・疾病の種類	政令で定める障がいや疾病 例）呼吸器等の内臓疾患 難病や人工肛門 各種身体障がい 各種精神障がい
資格喪失条件	① 障がいや病気が政令で定める程度を外れた場合 ② 施設に入所した場合 ③ 20歳になった場合

② 障害児福祉手当（月額：15,690円）	
対象者	重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方
障がいの状態	視覚や聴覚、肢体不自由等の各種身体障がいや精神障がい（知的障がい、発達障がいを含む）等を重度かつ永続的に有する状態
資格喪失条件	① 施設に入所した場合 ② 20歳になった場合

○身体障害者手帳について

身体に障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。手帳を取得することで様々な福祉サービスを受けやすくなります。

なお、提供されるサービスは、障がい区分や等級等によって異なります。

交付対象者	身体上の障がいのある方
対象となる障がいの種類（一部の抜粋）	例）① 視覚障がい ② 肢体不自由 ③ 聴覚障がい ④ 平衡機能障がい ⑤ 音声機能・言語機能 ⑥ 腎臓機能障がい ⑦ 心臓機能障がい ⑧ 呼吸器機能障がい ⑨ 小腸機能障がい ⑩ 肝臓機能障がい
障がい等級	1級から7級

○療育手帳について

知的障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。手帳を取得することで一貫した指導や援護等の様々な福祉サービスを受けやすくなります。

なお、提供されるサービスは、障がい程度によって異なります。

交付対象者	知的障がいと判定された方
障がい等級	A1（最重度）、A2（重度） B1（中等度）、B2（軽度）

○精神障害者保健福祉手帳につ

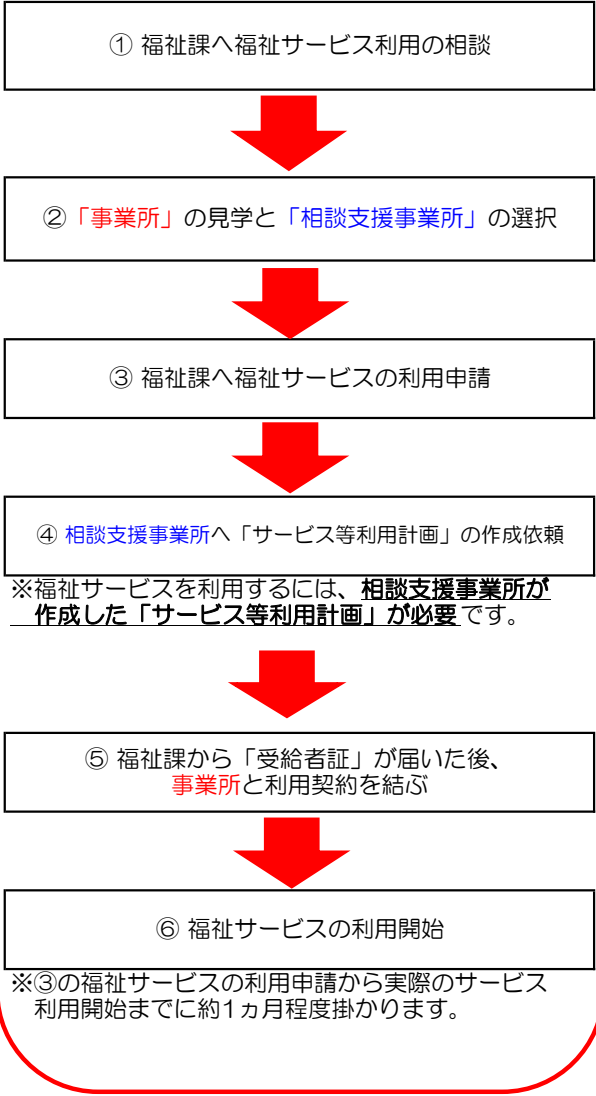
精神障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。手帳を取得することで様々な福祉サービスや優遇措置を受けやすくなります。

なお、提供されるサービスは、障がい等級によって異なります。

交付対象者	精神障がいのある方 ※知的障がいは含まない
障がい等級	1級から3級

特性をお持ちのお子さんが受けることのできる福祉課のサービス

○利用を申請する際の流れ



○利用申請時に必要な書類について

お子さんに特性があり、福祉サービス利用の必要性を認める児童相談所が作成した書類や医療機関で作成された医師意見書等の書類を提出して頂きます。

なお、障害者手帳を既に取得されている場合は、その提示をお願いします。

○福祉サービスの利用料金について

月々の利用料金は、世帯の収入状況によって異なる負担限度額が設定されます。その額を超える利用料金の請求はされません。

さらに、負担限度額は世帯単位で決定しているため、きょうだいで同じ福祉サービスを利用された場合や一人で複数のサービスを利用された場合、負担額の合計が負担上限額を超えた分を返金する制度があります。

世帯の収入状況	負担上限額
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
上記以外	37,200円

○送迎と利用時間について

事業所の送迎が基本的にあります。但し、自宅と事業所の距離が離れている場合は要相談です。

利用時間は、サービスの内容や事業所で異なりますので、各事業所へお問い合わせください。

○毎月の利用日数について

毎月の利用日数は、基本的に23日以内です。

その月内に23日よりも多く利用を希望される場合は、医療機関等で作成された意見書の提出が必要になります。

○相談支援事業所

相談支援事業所は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用する際に必要な「サービス等利用計画」の作成を担当する事業所です。

さらに、サービスを利用されるお子さんやその保護者の方などの相談、福祉サービスに関する情報提供や利用支援などを行なう身近な相談窓口になります。

事業所名	住所	電話番号
NPO法人 リワーク相談支援事業所	城井1934-1	24-4003
障がい相談支援センター エイトあっぷ宇佐	四日市11-4	32-6100
心の支援センター よりそう	下拝田506番地1	080-2744-9191
相談支援事業 COMPASSサポート宇佐	四日市500 ロイヤルⅡA	25-9329
相談支援事業所 こもれび舎	下敷田449	32-0100
相談支援事業所 エール	上元重687-1	25-3111
相談支援事業所 台ノ原	四日市3555-7	32-0150
相談支援事業所 ぬくもり暖	四日市88-4	25-6120
相談支援事業所 マミーズハート	川部1765	37-0877
地域総合支援センター サポートネットすまい る	四日市2482-1	32-1154

○放課後等デイサービス

小学生から高校生までのお子さんを対象とするサービスで、集団生活になじめなかったり、生活をしている中で対人関係が上手く築けなかったりするなどの課題を抱えている場合に利用できます。

具体的には、下記の事業所で**放課後や夏休みなどの長期休暇に生活能力の向上のための訓練などを提供し、利用されるお子さんの将来的な自立に向けた個別の療育**を行なっています。

事業所名	住所	電話番号
共生型デイサービス懐	別府16-5	25-7875
地域総合支援センター どんぐり1	四日市2482-1	33-1015
地域総合支援センター どんぐり2	樋田15-1	25-5250
チャイルドハート宇佐	中原393	25-9824
チャイルドハート 宇佐ピース	中原393-1	25-9301
放課後等デイサービス なないろくれよん	法鏡寺996-15	58-0019
八つ星の丘 デイサービスセンター 和々	上時枝1223-10	25-6882
COMPASS宇佐	四日市500 ロイヤルⅡA	25-9328
エイトあっぷ宇佐四日市	四日市11-4	32-6100
放課後等デイサービス はっぴいクローバー	四日市939-3-2	32-5523
みずいろの木	北宇佐839-3	37-2910
みずいろの木・つなぐ	北宇佐865-3	37-1910
ポップ ステップ ジャンプ	西大堀913-3	38-4145
放課後等デイサービス はっぴいクローバーJOY	四日市1506-6 日向アパート102号	25-9570

○児童発達支援

小学校入学前のお子さんを対象とするサービスで、保育園などでの集団生活になじめなかったり、子育てををする中で保護者が困ってしまうことが多かったりするなど、発達面で気になることのある場合に利用できます。

具体的には、下記の事業所で**遊びや集団生活を通じて、利用されるお子さんに療育の提供**を行なっています。

事業所名	住所	電話番号
共生型デイサービス懐	別府16-5	25-7875
エイトあっぷ宇佐四日市	四日市11-4	32-6100
地域総合支援センター どんぐり	四日市2482-1	33-1015
チャイルドハート宇佐	中原393	25-9824
チャイルドハート 宇佐ピース	中原393-1	25-9301
放課後等デイサービス なないろくれよん	法鏡寺996-15	58-0019
COMPASS宇佐	四日市500 ロイヤルⅡA	25-9328
放課後等デイサービス はっぴいクローバー	四日市939-3-2	32-5523
みずいろの木	北宇佐839-3	37-2910
みずいろの木・つなぐ	北宇佐865-3	37-1910
ポップ ステップ ジャンプ	西大堀913-3	38-4145
放課後等デイサービス はっぴいクローバーJOY	四日市1506-6 日向アパート102号	25-9570

これらのサービスの問い合わせ先

宇佐市役所 福祉課 障がい者支援係
TEL：0978-27-8214

○保育所等訪問支援

発達面で気になることのあるお子さんを対象とするサービスで、お子さん通っている保育所や幼稚園、小学校等を**訪問支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援**を行ないます。

事業所名	住所	電話番号
地域総合支援センター どんぐり	四日市2482-1	33-1015

○短期入所

特性のある高校生までのお子さんを対象とするサービスで、お子さんを自宅で養育している人が病気や私的な理由で養育が困難な場合に、**短期間のみ施設で宿泊を伴う介護等**を行ないます。

事業所名	住所	電話番号
大分県系口学園	猿渡1030-1	32-0675
大分県系口厚生園	上庄318-1	32-0680
大分県系口第二厚生園	上時枝1223-5	32-6837
大分県系口通勤寮	上庄717	33-1098

送迎：入所中は事業所から学校までの送迎はありません

○医療型児童発達支援

総合的な療育を必要とする小学校入学前のお子さんを対象とするサービスで、親子での施設への通園を通じて、家庭における療育を支援するとともに、**個々のお子さんの特性を大切にしながら個別支援計画に基づき療育**を行ないます。個々の日課により保育や機能訓練が提供されます。

事業所名	住所	電話番号
つくし園	中津市 三光森山832-2	0979-43-6181